

明監報第 14 号

定期監査及び行政監査（コミュニティ推進部）結果報告のこと

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに同条第 2 項の規定により、
みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成 25 年（2013 年）12 月 25 日

明石市監査委員 林 郁 朗

同 星 川 啓 明

同 富 田 賢 治

同 尾 倉 あき子

定期監査（コミュニティ推進部）の結果について

I 監査の対象

コミュニティ推進部

人権推進課 男女共同参画課 市民協働推進室

II 監査の期間

平成 25 年 10 月 29 日から平成 25 年 12 月 25 日まで

III 監査の範囲

平成 25 年 8 月末日現在における財務に関する事務

IV 監査の方法

コミュニティ推進部各課から予算の執行状況、物品の管理状況等について、資料の提出を求め、関係諸帳簿等について調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、財務会計処理が法令等に基づき適正に行われているか、事務の執行が計画的かつ効率的に行われているかについて監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 予算の執行等について
- (2) 収入事務について
- (3) 支出事務について
- (4) 補助金について
- (5) 契約事務について
- (6) 物品の管理について
- (7) 文書事務について
- (8) 出張命令について

V 監査の結果

今回の監査は、財務に関する事務の執行状況を中心に実施したが、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかし、次のような事例が見受けられたので、検討のうえ、改善措置

を講じられるよう要望するものであり、積極的に対処されたい。

また、口頭により改善の検討を指示した軽微な指摘事項についても、改善措置を講じられるよう要望する。

1 収入事務について

人権推進課において徴収している償還金のうち住宅資金貸付金については、明石市住宅新築資金等貸付条例及び阪神・淡路大震災に伴う明石市住宅新築資金等貸付条例の特例に関する条例（いずれも平成9年4月1日廃止）に基づき徴収している。

住宅資金貸付金の平成25年8月末日現在の償還状況は、次表に示すとおりである。

区 分		調 定 額 (円)	収 入 済 額 (円)	収 入 率 (%)	収 入 未 済 額 (円)
住 宅 資 金 貸 付 金 元 利 収 入	現 年 度 分	4,803,800	1,033,023	21.5	3,770,777
	(内納期到来分)	(2,069,590)	(1,033,023)	(49.9)	(1,036,567)
	滞 納 繰 越 分	285,952,486	3,682,392	1.3	282,270,094
	計	290,756,286	4,715,415	1.6	286,040,871

注1 現年度分の調定額・収入済額・収入未済額には、納期末到来分を含む。

2 コミュニティ推進部提出資料による。

住宅資金貸付金元利収入の収入未済額は、現年度分で3,770,777円、滞納繰越分で282,270,094円となっている。

貸付金の償還対策として、催告状の送付、戸別訪問など滞納者及びその連帯保証人との接触を積極的に図り、各々の滞納者の生活実態に応じた納付指導等を行っている。また、資力がありながら償還に応じない悪質な滞納者には、法的措置も含めた厳格な対応を行うなど、償還事務の強化を図られているところであるが、依然として多額の収入未済が生じている。

今後とも、債権管理について庁内関係部署と連携を深め、より効果的な徴収対策に取り組み、収入未済が早期に解消されるよう強く要望する。

行政監査（コミュニティ推進部）の結果について

I 監査のテーマ

「準公金の取扱いについて」

（選定の理由）

本市においては、市職員が職務の遂行上やむを得ず、地域団体等の公金以外の現金等（以下「準公金」という。）を取り扱っている事例がある。このような準公金は、法令の規定を根拠に管理をしているものでないことから、明石市財務規則も適用されていない。

また、準公金について、その取扱いに関する統一的なルールはなく、所管部署がそれぞれ独自に管理されているのが現状である。

しかしながら、こうした準公金は、公金と同様、適正に管理されていなければならない。管理上の問題があれば、市の責任が問われることになる。

そのため、準公金の取扱いに関する事務について、行政監査を実施することとした。

II 監査の期間

平成 25 年 10 月 29 日から平成 25 年 12 月 25 日まで

III 監査の範囲

実態調査時点における準公金の取扱いに関する事務

IV 監査の方法

事前に行った「公金外現金等の取扱いに係る実態調査」の結果に基づき、コミュニティ推進部各課から関係書類等について調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法により、監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 準公金の取扱状況について
- (2) 準公金の取扱金額について
- (3) 準公金の管理状況について
- (4) 準公金の事務処理について

(5) 今後の取扱いについて

V 監査の結果

コミュニティ推進部で取り扱っている準公金のうち、人権推進課 2 件、男女共同参画課 2 件、市民協働推進室 54 件の監査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと認められ、事務処理上、特に指摘する事項はなかった。